

水産政策審議会令（抜粋）

（平成十三年六月二十九日）

（政令第二百三十号）

（部会）

第6条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

第8条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

水産政策審議会議事規則（抜粋）

（会議の公開）

第6条 審議会の会議は公開とする。ただし、漁港管理者の処分に関する不服審査に係る会議など、審議会が必要と認めた場合には非公開とすることができる。

（議事録）

第9条 会長は、次の事項を記載した審議会の議事録を作成するものとする。

- 一 開会、閉会の年月日・時刻
 - 二 出席した委員の氏名
 - 三 諮問事項
 - 四 議事
 - 五 議決の数
 - 六 報告書
 - 七 答申書
 - 八 その他重要な事項
- 2 議事録は、農林水産省に設けられる文書窓口において縦覧に供するものとする。
- 3 会長は、前項の規定にかかわらず、審議会の円滑な運営を図るため必要がある場合には、同項の議事録のほか、議事要旨を作成し、審議会の議決を経て、同項の議事録に代えて縦覧に供することができる。